

覺書

(4)

一 包装金ハ一俵ニ对于金四錢也、コト (從來三錢七厘、必二厘
五毛增)

六 大俵ハ五錢ニ厘ノコト

三 善通従業員、答営額ハ二十錢率以上ノ者ハ金廢スルコト、

四 御部従業員ハ金員二十率、事但ヒ一名十八率ノコト

五 女ハ従前通り、コト

六 アニペラ部男子ハ同率ノコト

七 人事及仕事上ニ關之ル事ハ兩者相談、上セラルコト

八 古話役、手當金ハ親方、負担、コト但ニ手當ハ三割五分

九 新話役ハ各部従業員ト親方ト双方ノ上之ルコト

十 御部雅收入ハ男子ハ三ニ限リ分配スルコト

一一 老年ニ達シ勞苦ニ堪ヘサルト親メタル者欲作業上數意ニ會社

、機械又ハ器具ヲ破壊シ又ハ会社ニ對し迷惑ヲカケタル者ハ

解雇スルコト

一二 本組合員中ヨリ犠牲者ヲ出サハルコト

一三 家族見舞金トシテ金一千八百也下サルコト 右系項ハ甲乙丙

者ニ於テはス履行スルコト

此覺書ハ親方ヲ甲トニ従業員ヲ乙トシテ三通ヲ作製シ甲乙丙

者ニ於テ一通ツ、所持スルモノトス

昭和五年十月十一日

中村某藏代

田中勝 茂

今傳五郎

明東合同労働組合本部

代表 白鳥元進

企 小林原光太郎

従業員